

【別添】

○ 平成23年8月5日障発0805第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「指定施設における業務の範囲等について」の一部改正について【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障発0805第4号 平成23年8月5日 (最終改正) <u>障発0703第1号</u> <u>令和8年7月3日</u></p> <p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 殿 関係団体の長 地方厚生(支)局長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">指定施設における業務の範囲等について</p> <p>(略)</p> <p>1 精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務の範囲</p> <p>施行規則第2条第1号から第14号の2までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 施行規則第2条第4号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の3第2項第6号及び第6項に規定する児童福祉司及び心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員(児童心理</p>	<p style="text-align: right;">障発0805第4号 平成23年8月5日 (最終改正) <u>障発0701第1号</u> <u>令和7年7月1日</u></p> <p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 殿 関係団体の長 地方厚生(支)局長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">指定施設における業務の範囲等について</p> <p>(略)</p> <p>1 精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務の範囲</p> <p>施行規則第2条第1号から第14号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 施行規則第2条第4号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の3第2項第6号及び第6項に規定する児童福祉司及び心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員(児童心理司)</p>

司)、「児童相談所運営指針について」(平成2年3月5日付け児発第133号)第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、心理療法担当職員、児童指導員及び保育士並びに一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内閣府令第27号)第18条第1項に規定する児童指導員、保育士、心理療法担当職員及び個別対応職員

(11)～(13) (略)

(14) 施行規則第2条第4号に規定する里親支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の6第1項に規定する里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者並びに「児童福祉施設(こども家庭庁支援局家庭福祉課所管施設)における施設機能強化推進費について」(昭和62年5月20日付け児発第450号)別紙(施設機能強化推進費実施要綱)に規定する市町村連携支援員及び障害児里親等支援担当職員並びに「里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施について」(平成31年4月17日付け子発0417第3号)別紙(里親養育包括支援(フォスタリング)事業実施要綱)に規定する養親等相談支援員、自立支援担当職員及び「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」(令和6年4月8日付けこ支家第234号)に規定する家庭支援専門相談員及び心理療法担当職員

(15)・(16) (略)

(17) 施行規則第2条第8号に規定する福祉に関する事務所にあつては、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員(査察指導員)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条に規定する社会福祉主事(老人福祉指導主事)、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員(現業員)、「家庭児童相談室の設置運営について」(昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号)別紙(家庭児童相談室設置運営要綱)第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(家庭相談員)、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」(昭和45年4

並びに「児童相談所運営指針について」(平成2年3月5日付け児発第133号)第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、心理療法担当職員、児童指導員及び保育士

(11)～(13) (略)

(14) 施行規則第2条第4号に規定する里親支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の6第1項に規定する里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者並びに「児童福祉施設(こども家庭庁支援局家庭福祉課所管施設)における施設機能強化推進費について」(昭和62年5月20日付け児発第450号)別紙(施設機能強化推進費実施要綱)に規定する市町村連携支援員並びに「里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施について」(平成31年4月17日付け子発0417第3号)別紙(里親養育包括支援(フォスタリング)事業実施要綱)に規定する養親等相談支援員、自立支援担当職員及び「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」(令和6年4月8日付けこ支家第234号)に規定する家庭支援専門相談員及び心理療法担当職員

(15)・(16) (略)

(17) 施行規則第2条第8号に規定する福祉に関する事務所にあつては、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員(査察指導員)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条に規定する社会福祉主事(老人福祉指導主事)、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員(現業員)、「家庭児童相談室の設置運営について」(昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号)別紙(家庭児童相談室設置運営要綱)第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(家庭相談員)、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」(昭和45年4月9日付

月9日付け社庶第74号)に規定する面接員に相当する職員、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第11条第1項及び第2項に規定する女性相談支援員、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月30日付け雇発0930第4号)別紙に規定する母子・父子自立支援プログラム策定員、「ひとり親家庭相談支援体制強化事業の実施について」(令和7年5月9日付けこ支家第214号)別紙(ひとり親家庭相談支援体制強化事業実施要綱)に規定する就業支援専門員、生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員並びに「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添1(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領)3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員

(18) ~ (27) (略)

(28) 施行規則第2条第14号に規定する障害福祉サービス事業のうち、短期入所、重度障害者等包括支援、就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行う施設にあっては、相談援助業務に従事する職員

(29) 施行規則第2条第14号に規定する障害福祉サービス事業のうち、就労選択支援を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第173条の3第1項に規定する就労選択支援員

(30) ~ (35) (略)

(36) 施行規則第2条第14号の2に規定する高次脳機能障害者支援センターにあっては、「高次脳機能障害者支援事業の実施について」(令和8年4月7日付け障発0407第19号)別紙(高次脳機能障害者支援事業実施要綱)に規定する支援コーディネーター

2 (略)

3 施設告示第4号に規定する施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

け社庶第74号)に規定する面接員に相当する職員、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第11条第1項に規定する女性相談支援員、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月30日付け雇発0930第4号)別紙に規定する母子・父子自立支援プログラム策定員、「ひとり親家庭相談支援体制強化事業の実施について」(令和7年5月9日付けこ支家第214号)別紙(ひとり親家庭相談支援体制強化事業実施要綱)に規定する就業支援専門員、生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員並びに「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添1(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領)3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員

(18) ~ (27) (略)

(28) 施行規則第2条第14号に規定する障害福祉サービス事業のうち、短期入所、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行う施設にあっては、相談援助業務に従事する職員

(新設)

(29) ~ (34) (略)

(新設)

2 (略)

3 施設告示第4号に規定する施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

(略)

(1) (略)

(2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条及び第12条に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設

- ・ 「女性支援事業の実施について」(令和6年3月18日付け社援発第60号)別添2(女性相談支援センター設置要綱) 第二の2に規定する相談支援員、心理支援員及び女性相談支援員
- ・ 女性自立支援施設の設置及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号)第9条第1項第2号に規定する入所者の自立支援を行う職員 及び同項第4号に規定する心理療法担当職員

(3) 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業を行う事業所、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331第21号)(別添1(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領)3(1)

に規定する就労支援事業を行う事業所、「被保護者就労準備支援事業(一般事業分)の実施について」(平成27年4月9日付け社援保発0409第1号)に基づく被保護者就労準備支援事業を行う事業所、「被保護者家計改善支援事業の実施について」(平成30年3月30日付け社援保発0330第12号)に基づく被保護者家計改善支援事業を行う事業所、生活保護法第55条の10第1項第1号に規定する子どもの進路選択支援事業を行う事業所、同項第2号に規定する被保護者就労準備支援事業を行う事業所、同項第3号に規定する被保護者家計改善支援事業を行う事業所及び同項第4号に規定する被保護者地域居住支援事業を行う事業所

- ・ 就労支援員
- ・ 被保護者就労準備支援担当者及び相談支援に従事する者
- ・ 家計改善支援員
- ・ 居住支援員

(4)～(6) (略)

(7) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関、同法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所及び同法第3条第5項に規定する生活困

(略)

(1) (略)

(2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条及び第12条に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設

- ・ 「女性支援事業の実施について」(令和6年3月18日付け社援発第60号)別添2(女性相談支援センター設置要綱) 第2条に規定する相談支援員、心理支援員及び女性相談支援員
- ・ 女性自立支援施設の設置及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号)第9条第1項第2号に規定する入所者の自立支援を行う職員

(3) 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業を行う事業所、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(別添1(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領)3(1)に規定する就労支援事業を行う事業所、「被保護者就労準備支援事業(一般事業分)の実施について」(平成27年4月9日付け社援保発0409第1号)に基づく被保護者就労準備支援事業を行う事業所、「被保護者家計改善支援事業の実施について」(平成30年3月30日付け社援保発0330第12号)に基づく被保護者家計改善支援事業を行う事業所、生活保護法第55条の10第1項第1号に規定する子どもの進路選択支援事業を行う事業所、同項第2号に規定する被保護者就労準備支援事業を行う事業所、同項第3号に規定する被保護者家計改善支援事業を行う事業所及び同項第4号に規定する被保護者地域居住支援事業を行う事業所

に規定する就労支援事業を行う事業所、「被保護者就労準備支援事業(一般事業分)の実施について」(平成27年4月9日付け社援保発0409第1号)に基づく被保護者就労準備支援事業を行う事業所、「被保護者家計改善支援事業の実施について」(平成30年3月30日付け社援保発0330第12号)に基づく被保護者家計改善支援事業を行う事業所、生活保護法第55条の10第1項第1号に規定する子どもの進路選択支援事業を行う事業所、同項第2号に規定する被保護者就労準備支援事業を行う事業所、同項第3号に規定する被保護者家計改善支援事業を行う事業所及び同項第4号に規定する被保護者地域居住支援事業を行う事業所

- ・ 就労支援員
- ・ 被保護者就労準備支援担当者及び相談支援に従事する者
- ・ 家計改善支援員
- ・ 居住支援員

(4)～(6) (略)

(7) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関、同法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所及び同法第3条第5項に規定する生活困

窮者家計改善支援事業を行う事業所

- ・ 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、住まい相談支援員、就労準備支援担当者及び家計改善支援員

(8) (略)

(削る)

(9) (略)

(10) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第82号）による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第20条の2の3第1項第1号に規定する第1号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2第1項第1号若しくは第3号イからへまでに規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人

- ・ 第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修若しくは上級職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者

(11) ~ (15) (略)

(16) 児童福祉法第6条の3第16項に規定する社会的養護自立支援拠点事業を行う施設

- ・ 「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」（令和6年3月30日付けこ支家第183号）別紙（社会的養護自立支援拠点事業実施要綱）に規定する支援コーディネーター、生活相談支援員及び就労相談支援員
- ・ 「児童養護施設等体制強化事業の実施について」（令和8年4月17日付けこ支家第245号）別紙（児童養護施設等体制強化事業実施要綱）に規定する就労等定着支援員（以下「就労等定着支援員」という。）

(17) 児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業を行う施設

- ・ 「妊産婦等生活援助事業の実施について」（令和6年3月29日付けこ支家第184

窮者家計改善支援事業を行う事業所

- ・ 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労準備支援担当者及び家計改善支援員

(8) (略)

(9) 「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」（平成19年5月25日付け障発0525001号）に基づく高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関

- ・ 支援コーディネーター

(10) (略)

(11) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第82号）による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定する第1号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第20条の2第1項第1号若しくは第3号イに規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人

- ・ 第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者

(12) ~ (16) (略)

(17) 児童福祉法第6条の3第16項に規定する社会的養護自立支援拠点事業を行う施設

- ・ 「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」（令和6年3月30日付けこ支家第183号）別紙（社会的養護自立支援拠点事業実施要綱）に規定する支援コーディネーター、生活相談支援員及び就労相談支援員

(18) 児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業を行う施設

- ・ 「妊産婦等生活援助事業の実施について」（令和6年3月29日付けこ支家第184

号)別紙(妊産婦等生活援助事業実施要綱)に規定する支援コーディネーター及び母子支援

・ 就労等定着支援員

(18) (略)

(19) 児童福祉法第10条の2第2項に規定するこども家庭センター

・ 児童福祉法第10条第1項第3号に規定する児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員

・ 「こども家庭センターガイドラインについて」(令和6年3月30日付けこ成母第142号、こ支虐第147号)別添(こども家庭センターガイドライン)に規定する統括支援員

(20) ~ (23) (略)

(24) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)から(23)までに定める施設以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設

・ 当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員

4・5 (略)

6 1から4(3(24)を除く。以下同じ。)に定める施設であって、1から4に例示する職種以外の職種に係る業務の報告

(略)

7 3(24)に掲げる施設に係る個別認定

(略)

別記様式1・2 (略)

実務経験申告書 (略)

指定施設の個別認定申請書 (略)

号)別紙(妊産婦等生活援助事業実施要綱)に規定する支援コーディネーター及び母子支援

(19) (略)

(20) 児童福祉法第12条の4に規定する一時保護施設

・ 一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内閣府令第27号)第18条に規定する児童指導員、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員

(21) ~ (24) (略)

(25) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)から(24)までに定める施設以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設

・ 当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員

4・5 (略)

6 1から4(3(25)を除く。以下同じ。)に定める施設であって、1から4に例示する職種以外の職種に係る業務の報告

(略)

7 3(25)に掲げる施設に係る個別認定

(略)

別記様式1・2 (略)

実務経験申告書 (略)

指定施設の個別認定申請書 (略)